

平成 26 年 10 月 10 日

各 位

会 社 名	イーピーエス株式会社
代表者名	代表取締役会長 巖 浩 代表取締役社長 田代 伸郎 (コード：4282、東証第一部)
問合せ先	取締役グループ管理センター 副センター長 折橋 秀三 (TEL. 03-5684-7873)
会 社 名	株式会社イーピーメント
代表者名	代表取締役社長 安藤 秀高 (コード：6052、JASDAQ)
問合せ先	取締役管理本部長 堀内 栄二 (TEL. 03-5319-3530)

### イーピーエス株式会社による株式会社イーピーメントの 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

イーピーエス株式会社（以下「イーピーエス」といいます。）と株式会社イーピーメント（以下「イーピーメント」といいます。）は、平成 26 年 10 月 10 日開催のそれぞれの取締役会において、イーピーエスを株式交換完全親会社とし、イーピーメントを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたのでお知らせいたします。

本株式交換については、イーピーエスについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、イーピーエスの株主総会による承認を受けずに、イーピーメントについては、平成 26 年 12 月 18 日に開催予定のイーピーメントの定時株主総会において本株式交換の承認を受けた上で、平成 27 年 1 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。

また、イーピーメント株式は、本株式交換の効力発生日（平成 27 年 1 月 1 日）に先立ち、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。）において平成 26 年 12 月 26 日付で上場廃止（最終売買日は平成 26 年 12 月 25 日）となる予定です。

#### 1. 本株式交換の目的

イーピーエスは、平成 3 年の設立以来、CRO<sup>\*1</sup>のリーディングカンパニーとして事業規模を拡大してきました。臨床試験の個別業務に留まらず、企画から薬事申請までの一貫したサービスを提供しています。

また、イーピーエスグループは、医薬品や医療機器の開発を取り巻く経営環境が変化する中で、「価値あるソリューションの創出を通じて、健康産業の発展に貢献します」を基本理念とする経営理念を定め、国内においては、CRO事業、SMO<sup>\*2</sup>事業及びCSO<sup>\*3</sup>事業を展開しており、海外においては、臨床試験に係るGlobal Research事業<sup>\*4</sup>及び益新事業<sup>\*5</sup>を展開しております。

一方、イーピーメントは、平成 11 年にイーピーエスの連結子会社として設立され、SMOとして医療機関が実施する「治験」に係る業務を、適正かつ円滑に進められるようサポートすることを使命としています。疾患領域では、特に癌・循環器系・脳神経外科等の高難易度領域に強く、高血圧・高脂血症・糖尿病等の生活習慣病領域も数多く手掛けており、顧客から信頼され、選ばれるパートナーを目指して成長しております。優良

な医療機関との提携拡大及び治験実施体制の整備、プロジェクト管理体制の強化、提案型営業の全面展開等の営業体制の強化を図ることにより業績の拡大に努めてまいりました。

近年、医薬品業界におきましては、新薬創出の困難な状況や、承認基準の厳格化や医療制度の見直しが進む中、厳しい事業環境が継続しております。製薬企業は、研究開発費の増大や主力製品の特許切れ等の環境の下、組織体制の最適化を図り、医薬品開発の迅速化と効率化を目指して、アウトソーシングを加速する傾向にあります。

イーピーエスにおいては、グループ全体の経営体制について、今期を「グループ経営元年」として、各事業セグメントにおける自主経営の推進、権限と責任の明確化及びバックアップ体制の拡充を図るべく、適切なグループ運営体制に関する検討を進めており、イーピーエスは、平成26年6月23日に「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立に関するお知らせ」において公表しましたとおり、持株会社体制へ移行する方針であります。この方針決定を受けて、イーピーエスでは、経営資源の最適化、持続的な成長を可能とするグループ体制のあり方について議論を重ねてまいりました。その中で、顧客である製薬企業等における医薬品開発支援にかかる高まる要求にこたえていくためには、CRO及びSMO相互の独立性を確保しつつ、グループが一体となったサービスの創出及び提供が必要であり、その実現のためにはグループが持つ経営資源の最大限の活用と経営判断の迅速化を実現できる強固な協業体制構築が必要と捉え、イーピーエスによるイーピーミントの完全子会社化が最適と判断し、平成26年8月に、イーピーエスから、株式交換によるイーピーミントの完全子会社化を申し入れました。

イーピーミントにおいては、経営体制及び財務基盤の強化、社会的認知の拡大による事業上の信頼性向上、そして何よりも知名度や信頼性向上によって優秀な人材の確保が促進されることを目的として株式の上場が極めて有効であると判断し、平成23年9月16日に大阪証券取引所JASDAQ市場（現東京証券取引所JASDAQ市場）に上場いたしました。平成11年の設立後現在までSMOとしての独立性を確保し、上場後現在まで継続的に各種施策に取り組むことで、上記株式上場に期待した事項が一定の成果を上げてまいりました。

また、顧客である製薬企業等においては、医薬品開発支援にかかる品質のみならず、価格やスピードの面からも更なる高い要求を求められ一層厳しさを増しており、臨床試験のスピードの向上、効率化を図るため、CRO及びSMO相互の独立性を確保しつつ総合的な管理を望む声が高まってきております。

イーピーミントとしては、株式上場に期待した上記事項が一定の成果を上げた現況を受け、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーに報いるよう更なる企業価値の向上を図るためには、非上場化によりCRO事業会社をはじめグループが一体となった顧客ニーズに合わせたサービスの創出及び提供を進め、グループが持つ経営資源の最大限の活用と経営判断の迅速化を実現できる強固な協業体制構築が必要と捉えており、イーピーエスとの認識が共通した次第であります。

このたびのイーピーエスによるイーピーミントの完全子会社化の申し入れを踏まえて、今後の両社のあり方について真摯に協議を重ねた結果、株式交換によるイーピーミントの完全子会社化が両社にとって最適と判断し、本日、本株式交換契約を締結することを両社で決定いたしました。

イーピーエスグループは、グループ経営の一層の充実・強化を推進し、グループとしての企業価値の更なる向上を図り、今回の完全子会社化によりイーピーエスの株式を保有することとなるイーピーミントの株主の皆様を含め、イーピーエスの全ての株主様のご期待にこたえてまいりたいと考えております。

#### ※に関する注記

※1：CRO：Contract Research Organizationの略語で、開発業務受託機関のことで、製薬会社等が行う臨床試験の運営及び管理に係る各種業務を製薬会社等から受託する組織（または個人）です。

※2：SMO：Site Management Organizationの略語で、治験施設支援機関のことで、医療機関が行う臨床試験の実施に係る業務の一部を医療機関から受託する組織（または個人）です。

※3：CSO：Contract Sales Organizationの略語で、医薬品営業業務受託機関のことで、製薬企業に代り、営業・マーケティング業務を受託または代行する個人または組織・団体で、MR（医薬情報担当者）が医療機関に対し医薬品の効能・効果・副作用情報等の適正使用情報を提供・収集する業務を製薬会社等から受託する組織（または個人）です。

※4：Global Research事業：海外における臨床試験に係る事業です。中国、香港、台湾、韓国、シンガポールなどでCRO事業を展開しています。

※5：益新事業：日中間のヘルスケア分野における専門商社として、医療機器事業、医薬品事業、周辺サポート事業の3つの事業で構成さ

れています。医薬医療企業とプロジェクト推進のための日中間の架け橋として、事業開発に関する総合的な市場調査サービスを行うコンサルティング業務など、今後も中国市場で培ったネットワークを活かして、日中企業双方のニーズに応じていきます。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成26年10月10日
契約締結日（両社）	平成26年10月10日
定時株主総会基準日（イーピーメント）	平成26年9月30日
定時株主総会開催日（イーピーメント）	平成26年12月18日（予定）
最終売買日（イーピーメント）	平成26年12月25日（予定）
上場廃止日（イーピーメント）	平成26年12月26日（予定）
本株式交換の日（効力発生日）	平成27年1月1日（予定）

(注1) イーピーエスは、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注2) 上記日程は、両社の合意により変更されることがあります。

### (2) 本株式交換の方式

イーピーエスを株式交換完全親会社、イーピーメントを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、イーピーエスについては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、イーピーエスの株主総会の承認を受けずに、イーピーメントについては、平成26年12月18日開催予定の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成27年1月1日を効力発生日として行われる予定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	イーピーエス (株式交換完全親会社)	イーピーメント (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 交換比率	1	1.26
本株式交換により発行する 新株式数	普通株式 2,266,113 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

イーピーメントの普通株式1株に対して、イーピーエスの普通株式1.26株を割当て交付いたします。ただし、イーピーエスが所有するイーピーメントの普通株式2,045,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

イーピーエスは、本株式交換に際して、イーピーエスがイーピーメントの発行済株式（イーピーエスが所有するイーピーメントの普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるイーピーメントの株主（イーピーエスを除きます。）に対し、その所有するイーピーメントの普通株式1株につき、イーピーエスが新たに発行する普通株式1.26株を割当て交付します。

なお、イーピーメントは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するイーピーメントの取締役会決議により、基準時において有することとなるすべての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式買取りによって取得する自己株式を含みます。）を基準時において消却する予定です。

本株式交換によりイーピーエスが発行する新株式数については、イーピーメントによる自己株式の消却等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、イーピーエスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるイーピーミ

ントの株主の皆様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、イーピーエスに対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びイーピーエスの定款の規定に基づき、イーピーエスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、イーピーエスに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これをイーピーエスから買い増すことができる制度です。

現時点ではイーピーエスは単元未満株式の買増制度を採用しておりませんが、平成26年12月19日に開催予定のイーピーエスの定時株主総会で定款変更議案が承認されることを条件にイーピーエスの単元未満株式の買増制度を新設する予定です。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、イーピーエスの1株に満たない端数の交付を受けることとなるイーピーメントの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のイーピーエスの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

（4）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

イーピーメントは、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

上記1. 「本株式交換の目的」に記載のとおり、イーピーエス及びイーピーメントにおいては、営業活動等において一定の協力関係にありましたが、急速な市場環境の変化に対応するためには、両社が持つ経営資源の最大限の活用と経営判断の迅速化を実現できる強固な体制構築が必要と考え、平成26年8月にイーピーエスより本株式交換についてイーピーメントに申し入れを行いました。その後の複数回にわたる協議・交渉の結果、イーピーエスによるイーピーメントの完全子会社化がグループとしての企業価値の更なる向上に有益であるとの結論に至り、本株式交換を行うことを決定いたしました。

イーピーエスは、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、イーピーエス及びイーピーメントから独立した第三者算定機関として、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

イーピーメントは、イーピーエスからの本株式交換に関する提案を受けて、下記（4）「公正性を担保するための措置」及び（5）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、イーピーエス及びイーピーメントから独立した第三者算定機関として税理士法人朝日中央総合事務所（以下「税理士法人朝日中央」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人朝日中央総合法律事務所（以下「弁護士法人朝日中央」といいます。）をそれぞれ選定し、イーピーエスからの本株式交換に関する提案の検討を開始いたしました。

イーピーエスは、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から平成26年10月9日付で受領した株式交換比率に関する算定書及び法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言を踏まえ、取締役会で慎重に協議・検討した結果、上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」記載の本株式交換の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

イーピーメントは、イーピーエスからの本株式交換比率の提示に対し、少数株主の利益保護の観点から交換比率に関する対案をイーピーエスに提示し、本株式交換比率の引き上げを行うための実質的な協議・交渉を行ったうえ、下記（4）「公正性を担保するための措置」及び（5）「利益相反を回避するた

めの措置」に記載のとおり、第三者算定機関である税理士法人朝日中央から平成 26 年 10 月 9 日付で受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである弁護士法人朝日中央からの助言及びイーピーエスと利害関係を有しないイーピーメントの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている柳井省三氏から本日開催の取締役会において本株式交換契約に関する議案の審議に先立ち取得した意見において本株式交換に関するイーピーメントの決定がイーピーメントの少数株主の皆様にとって不利益なものではなく企業価値向上に資するものと判断する旨となっております。また、イーピーメント及びイーピーエスの両社の業績動向、株価動向及び財務状況等の要因も総合的に勘案して慎重に協議・検討した結果、本株式交換はイーピーメントの株主の皆様利益に資するものであると判断し、本株式交換を行うことが妥当であるとの結論に至りました。

上述の算定結果、助言、意見等に加え、それぞれの業績動向、株価動向及び財務状況等の要因も総合的に勘案しながら、両社で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるものと判断し、本日、本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

## (2) 算定に関する事項

イーピーエスは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、イーピーエス及びイーピーメントから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成 26 年 10 月 9 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。なお、みずほ証券は、イーピーエス及びイーピーメントの関連当事者には該当せず、イーピーエス及びイーピーメントとの間で重要な利害関係を有しません。

みずほ証券は、イーピーエスについては、イーピーエスが東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価法では、平成 26 年 10 月 9 日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の 1 ヶ月間（平成 26 年 9 月 10 日から平成 26 年 10 月 9 日まで）、3 ヶ月間（平成 26 年 7 月 10 日から平成 26 年 10 月 9 日まで）及び 6 ヶ月間（平成 26 年 4 月 10 日から平成 26 年 10 月 9 日まで）の東京証券取引所市場第一部における株価終値単純平均値を採用しました。DCF法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。また、イーピーメントについては、イーピーメントが JASDAQ に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。市場株価法では、平成 26 年 10 月 9 日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の 1 ヶ月間（平成 26 年 9 月 10 日から平成 26 年 10 月 9 日まで）、3 ヶ月間（平成 26 年 7 月 10 日から平成 26 年 10 月 9 日まで）及び 6 ヶ月間（平成 26 年 4 月 10 日から平成 26 年 10 月 9 日まで）の JASDAQ における株価終値単純平均値を採用しました。DCF 法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法によるイーピーメントの普通株式 1 株に対するイーピーエスの普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1. 22～1. 29
DCF法	1. 23～2. 01

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実

はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成 26 年 10 月 9 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

イーピーエスは、みずほ証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

他方、イーピーメントは、本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、イーピーエス及びイーピーメントから独立した第三者算定機関である税理士法人朝日中央を選定し、平成 26 年 10 月 9 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。なお、税理士法人朝日中央は、イーピーエス及びイーピーメントの関連当事者には該当せず、イーピーエス及びイーピーメントとの間で重要な利害関係を有しません。

税理士法人朝日中央は、イーピーエス及びイーピーメントの両社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部又は JASDAQ に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を採用いたしました。市場株価法では、平成 26 年 10 月 9 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるイーピーエスの普通株式及び JASDAQ におけるイーピーメントの普通株式のそれぞれの、算定基準日、直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間及び直近 6 ヶ月間の各取引所における株価終値単純平均値を基礎としております。DCF 法では、イーピーエスについて、イーピーエスが作成した平成 27 年 9 月期から平成 29 年 9 月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。割引率は 5.37%～6.37%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を 0.00%～0.53%としております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。他方、イーピーメントについて、イーピーメントが作成した平成 27 年 9 月期から平成 29 年 9 月期の財務予測に基づくキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価しています。割引率は 5.52%～6.52%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を 0.00%～0.53%としております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、イーピーエス普通株式 1 株当たりの価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	1.223～1.293
DCF 法	1.184～1.669

税理士法人朝日中央は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。税理士法人朝日中央の株式交換比率の算定は、平成 26 年 10 月 9 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作

成されたことを前提としております。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、その効力発生日である平成27年1月1日(予定)をもって、イーピーエスはイーピーミントの完全親会社となり、完全子会社となるイーピーミントの普通株式は、JASDAQの上場廃止基準により、所定の手続を経て平成26年12月26日に上場廃止(最終売買日は平成26年12月25日)となる予定です。上場廃止後は、イーピーミントの普通株式をJASDAQにおいて取引することができなくなりますが、本株式交換の効力発生日においてイーピーミントの株主の皆様には割り当てられるイーピーエスの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されているため、株式の所有数に応じて一部の株主の皆様において単元未満株式の割当てのみを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。他方、本株式交換により、イーピーエスの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取制度又は平成26年12月19日開催予定のイーピーエスの定時株主総会において、会社法第194条第1項に基づく定款の変更の承認が得られることを条件として導入が予定されている買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの概要につきましては、上記2.(3)の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。なお、イーピーミントの普通株式については、最終売買日である平成26年12月25日(予定)までは、JASDAQにおいて、従来どおり取引することができます。

### (4) 公正性を担保するための措置

イーピーエスはすでにイーピーミントの発行済株式総数の53.2%を保有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

#### ① 第三者算定機関からの算定書の取得

イーピーエスは、イーピーエス株主のために、イーピーエス及びイーピーミントから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成26年10月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、イーピーエスは、みずほ証券から、本株式交換の株式交換比率がイーピーエスの株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

他方、イーピーミントは、イーピーミント株主のために、イーピーエス及びイーピーミントから独立した第三者算定機関である税理士法人朝日中央を選定し、平成26年10月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記3.(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、イーピーミントは、税理士法人朝日中央から、本株式交換の株式交換比率がイーピーミントの株主にとって財務的見地より公正である旨の評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

#### ② 独立した法律事務所からの助言

イーピーエスは、本株式交換の法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、TMI総合法律事務所は、イーピーエス及びイーピーミントとの間で重要な利害関係を有しません。

他方、イーピーミントは、本株式交換の法務アドバイザーとして、弁護士法人朝日中央を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、弁護士法人朝日中央は、イーピーエス及びイーピーミントとの間で重要な利害関係を有しません。

### (5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換に関して、イーピーミントは、イーピーエスがイーピーミントの総株主の議決権の53.2%を保有している支配株主であるため、利益相反を回避する観点から、以下のような措置を講じておりま

す。

① イーピーメントにおける利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

本日開催のイーピーメントの取締役会では、本株式交換契約に関する議案について、イーピーメントの取締役のうちイーピーエスの代表取締役を兼任している田代伸郎氏を除く出席取締役全員の賛同を得て承認可決されております。

また、上記取締役会には、全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本株式交換に関し、上記田代伸郎氏は、利益相反を回避するため、イーピーメントの取締役会における本株式交換に関する審議及び決議、一連の協議一切に参加しておりません。

② イーピーメントにおける利害関係を有しない第三者からの意見の取得

イーピーメントは、本株式交換を検討するに当たり、支配株主であるイーピーエスと利害関係を有しないイーピーメントの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている柳井省三氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関するイーピーメントの決定がイーピーメントの少数株主の皆様にとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼し、本日開催の取締役会において、本株式交換契約に関する議案の審議に先立ち、同氏より、本株式交換の目的、交渉過程の手続、対価の公正性及びイーピーメントの企業価値向上について検討した結果、本株式交換によりイーピーメントがイーピーエスの完全子会社となることに伴い、より一層の効率化が図られ、迅速な意思決定に基づくグループ経営が実現し、さらにグループシナジーの有効な活用によりイーピーメントのSMO事業の拡大に繋がることから、本株式交換の目的には、必要性及び相当性が認められること、イーピーメントがイーピーエスの完全子会社となる手続として株式交換を選択することについては、相当性が認められ、利益相反回避の措置もとられており、交渉過程の手続において、その公正性を疑わせる特段の事情は存在しないこと、独立した第三者算定機関による算定結果の範囲内で株式交換比率を決定しており、対価においてもその公正性を疑わせる特段の事情は存在しないこと、前述の事項を総合的に検討すれば、本株式交換に関するイーピーメントの決定がイーピーメントの少数株主の皆様にとって不利益なものではなく企業価値向上に資するものと判断する旨の意見を取得しております。

なお、イーピーメントは、上記の利益相反を回避するための措置に関して、法務アドバイザーである弁護士法人朝日中央より、法的な観点から、上記①及び②の方法をとることが妥当である旨の助言を得ております。

4. 本株式交換の当事会社の概要 平成26年3月31日現在

	イーピーエス (連結) 株式交換完全親会社	イーピーメント (単体) 株式交換完全子会社
(1) 名称	イーピーエス株式会社	株式会社イーピーメント
(2) 所在地	東京都新宿区津久戸町1番8号	東京都文京区大塚二丁目9番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 巖 浩 代表取締役社長 田代 伸郎	代表取締役社長 安藤 秀高
(4) 事業内容	医薬品開発受託サービス	臨床試験等において、医療機関からその業務の一部を受託し、臨床試験等が適切かつ円滑に実施されるように医療機関の業務を支援する事業
(5) 資本金	1,875百万円	479百万円
(6) 設立年月日	平成3年5月30日	平成11年12月24日
(7) 発行済株式数	361,600株	3,843,892株
(8) 決算期	9月30日	9月30日
(9) 従業員数	(連結) 4,018人	(単体) 766人

(10) 主要取引先	製薬企業	医療機関及び製薬企業				
(11) 主要取引銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)みずほ銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)三井住友銀行 (株)りそな銀行 (株)みずほ銀行				
(12) 大株主及び持株比率	有限会社ワイ・アント・ジー 26.94% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口) 6.83% BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND 5.96% GOLDMAN, SACHS & CO. REG 3.61% 住友生命保険相互会社 3.32%	イーピーエス株式会社 53.20% イーピーメント従業員持株会 6.20% 田代伸郎 4.26% 株式会社メディアカルアジア 2.08% シェルパ 2号投資事業組合 1.71%				
(13) 当事会社間の関係						
資本関係	イーピーエスは、イーピーメントの発行済株式数の53.2%(2,045,000株)の株式を保有しており、親会社に該当します。					
人的関係	イーピーエスの代表取締役である田代伸郎は、イーピーメントの取締役を兼任しております。					
取引関係	イーピーエスは、イーピーメントより資金の借入を行っております。また、イーピーメントは、イーピーエスよりSMO事業の受託を行っております。					
関連当事者への該当状況	イーピーメントは、イーピーエスの連結子会社であり、関連当事者に該当します。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	イーピーエス(連結)			イーピーメント		
	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期
純資産	16,424	18,436	20,060	3,113	3,413	3,547
総資産	23,399	26,647	30,323	4,110	4,857	4,648
1株当たり純資産(円)	39,036.08	43,640.25	48,890.71	1,621.91	888.06	922.84
売上高	32,040	35,202	37,584	4,582	5,748	5,703
営業利益	4,803	5,174	3,497	643	828	400
経常利益	4,790	5,091	3,540	639	837	407
当期純利益	2,170	2,207	1,709	356	384	239
1株当たり当期純利益(円)	6,068.54	6,171.69	4,781.12	215.10	99.96	62.30
1株当たり配当金(円)	1,750	1,750	1,800	45.00	55.00	55.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注1) イーピーエスの1株当たり指標については、平成25年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますので、当該株式分割を考慮しております。なお、イーピーエスは、平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。当該株式分割により、平成26年10月10日時点のイーピーエスの発行済株式総数は、36,160,000株となっております。

(注2) イーピーメントは、平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、イーピーメントの1株当たり純資産金額及び1株当たり当期純利益金額については、平成24年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## 5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名称	イーピーエス株式会社
(2)	所在地	東京都新宿区津久戸町1番8号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役会長 巖 浩 代表取締役社長 田代 伸郎
(4)	事業内容	医薬品開発受託サービス
(5)	資本金	1,875百万円
(6)	決算期	9月30日
(7)	純資産	現時点では確定していません。
(8)	総資産	現時点では確定していません。

## 6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等に該当し、イーピーエスの連結財務諸表上、現行の企業結合会計基準では、のれんが発生する見込みですが、発生するのれんの金額は現時点では未定です。なお、改正後の企業結合会計基準を早期適用する場合には、のれんではなく、資本剰余金に計上することとなります。

## 7. 今後の見通し

本株式交換により、イーピーエスの当期以降の連結業績に与える影響等につきましては、現時点では確定していません。今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、イーピーエスが既にイーピーミントの発行済株式総数の53.2%を保有している支配株主であることから、イーピーミントにとって支配株主との取引等に該当します。

イーピーミントは、平成25年12月19日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書中の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に明記しているとおり、支配株主との取引等を行う場合は、取締役会において、取引内容及びその条件の妥当性について審議し、その可否を決議することとしており、支配株主以外の株主の利益を阻害しないことに留意することとしております。

また、イーピーミントは、本株式交換を検討するに当たり、上記3.(4)「公正性を担保するための措置」及び上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じております。

さらに、イーピーミントは、本株式交換を検討するに当たり、支配株主であるイーピーエスと利害関係を有しないイーピーミントの社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている柳井省三氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関するイーピーミントの決定がイーピーミントの少数株主の皆様にとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼し、本日開催の取締役会において、本株式交換契約に関する議案の審議に先立ち、同氏より、本株式交換の目的、交渉過程の手續、対価の公正性及びイーピーミントの企業価値向上について検討した結果、本株式交換によりイーピーミントがイーピーエスの完全子会社となることに伴い、より一層の効率化が図られ、迅速な意思決定に基づくグループ経営が実現し、さらにグループシナジーの有効な活用によりイーピーミントのSMO事業の拡大に繋がることから、本株式交換の目的には、必要性及び相当性が認められること、イーピーミントがイーピーエスの完全子会社となる手續として株式交換を選択することについては、相当性が認められ、利益相反回避の措置もとられており、交渉過程の手續において、その公正性を疑わせる特段の事情は存在しないこと、独立した第三者算定機関による算定結果の範囲内で株式交換比率を決定しており、対価においてもその公正性を疑わせる特段の事情は存在しないこと、前述の事項を総合的に検討すれば、本株式交換に関するイーピーミントの決定がイーピーミントの少数株主の皆様にとって不利益なものではなく企業価値向上に資するものと判断する旨の意見を取得しております。

かかる対応の結果、本株式交換は、上記の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

以 上

(参考)

イーピーエスの当期連結業績予想（平成 26 年 8 月 1 日公表分）及び前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 26 年 9 月期)	40,961	4,110	4,150	2,006
前期実績 (平成 25 年 9 月期)	37,584	3,497	3,540	1,709

イーピーメントの当期業績予想（平成 26 年 7 月 31 日公表分）及び前期実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成 26 年 9 月期)	6,500	900	908	563
前期実績 (平成 25 年 9 月期)	5,703	400	407	239